《法定雇用率の引き上げについて》

○ 4月より、精神障害者の雇用義務化に伴い、法定雇用率は下記の通り引き上げる。

事業主区分	法定雇用率				
尹未工戶刀	現行		4月以降		平成33年4月までに
民間企業	2.0%	\Rightarrow	2.2%	\Rightarrow	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%	\Rightarrow	2.4%	\Rightarrow	2.5%
国·都道府県·市町村	2.3%	⇒	2.5%	\Rightarrow	2.6%

- <民間企業における障害者雇用の状況>
- 法定雇用率達成企業の割合は 50.0%(前年比1.2ポイント上昇)
- 障害者を全く雇用していない企業は全体の約3割
- 都道府県等はじめとする自治体と労働局の間の雇用対策協定などに基づき、双方の幹部が協力して県内の障害者雇用 率未達成事業所を訪問し、制度趣旨や支援策の説明を行うなど、障害者雇用の理解促進に向けた様々な取組が見られ る。

精神障害者の雇用義務化に向けては、こうした未達成事業所への雇用勧奨の促進に加え、地域で障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業を幹部自らが訪問し、当該企業の障害者雇用の事例等を地域社会に広めていくといった取組も検討頂きたい。

- 企業における具体的な障害特性への配慮や職場での支援方法、合理的配慮に関する具体的な事例集を作成・公表しているので、企業へ訪問する際などは、こうした事例集についても活用いただきたい。
- ハローワークが中心となり、地域内の就労移行支援事業所等との面談会や見学会を行うなど、企業と福祉分野の連携の 取組を進めているところである。就労系福祉施設の関係機関に対して、こうした取組の場に積極的に参加するよう促していた だきたい。

《公的機関における障害者雇用の推進について》

- <公的機関における障害者雇用の状況>【同2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%】
 - 雇用障害者数及び実雇用率 ※()は前年の値
 - · 国:雇用障害者数 7,593.0人(7,436.0人)、実雇用率2.50%(2.45%)
 - · 都道府県:雇用障害者数 8,633.0人(8,474.0人)、実雇用率2.65%(2.61%)
 - · 市町村:雇用障害者数 2万6,412.0人(2万6,139.5人)、実雇用率2.44%(2.43%)
 - · 教育委員会:雇用障害者数 1万4,644.0人(1万4,448.5人)、実雇用率2.22%(2.18%)
 - 都道府県教育委員会の達成割合は78.7%(74.5%)で引き続き取組が必要。
- 法定雇用率未達成の市町村等に対し、都道府県からも障害者の採用の働きかけを行うなど、地域の公的機関全体として 法定雇用率が達成されるよう、積極的な取組みをお願いしたい。また、改善している教育委員会は、都道府県幹部自らの取 組みによる効果が大きいため、引き続き、教育委員会と知事部局の橋渡しや取組みへのアドバイスをお願いしたい。
- 4月には法定雇用率が引き上げとなるため、法定雇用率を達成している都道府県・市町村においても、法定雇用率を引き続き達成できるよう、引き続き障害者雇用の促進をお願いしたい。
- また、精神障害者の雇用が義務化されることから、精神・知的障害者の雇用についても、チャレンジ雇用制度なども活用し、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けた取組をお願いしたい。
- 各都道府県で職員の募集・採用を行う際においても、業務遂行上特に必要なものと認められる場合等を除いて、特定の障害種別の者を排除することがないよう、ご配意をお願いしたい。

【参考資料】《障害特性に応じた就労支援の推進等について》

働き方改革実行計画に記載がある通り、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、以下のような取組にも御配慮頂きたい。

○ 平成27年度より、一部ハローワークが、精神科医療機関(担当は、主に精神保健福祉士)とチームを組み、当該医療機関を利用する精神障害者の就労を支援するモデル事業を実施し、比較的高い就職率(70%)などの高成果を挙げているため、平成30年度からは47労働局にて実施する予定。

精神科がある公立病院等に対しても本事業を周知いただき、各医療機関において興味を持たれた場合には、まずは都道府県労働局の職業安定部職業対策課宛てで、照会して頂きたい旨を伝えられたい。

- 地域の就労支援機関等も増加してきている中、障害者就業・生活支援センターの専門性を十分に活かすためには、1人ひとりに対する支援の充実は勿論であるが、地域の特性に応じて、支援機関同士の連携や支援機関の能力の底上げなど、当該センターに求められる役割を整理することも重要である。圏域ごとに、医療・福祉・教育・就労等の各種支援機関の質量双方の充実度を検討し、地域としてどういった支援が求められているのかについて、労働局等とも連携して検討して頂きたい。
- 難病患者の就労支援については、ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し(各都道府県に1~2名)、地域の難病支援の核である難病相談支援センターと連携して、対象者の希望や症状の特性に応じた職業紹介や就業継続支援を行うよう指導しているところであり、当該センターにおいては、ハローワークからの出張相談の受入や、必要に応じて難病患者就職サポーターへの誘導等について更なる協力をお願いしたい。また、難病患者の就労に当たっては、難病に関する正しい知識の企業等への提供や、療養・生活面も視野に入れた支援などが不可欠であるが、そのためにも、難病相談支援センターと地域の各種支援機関(患者会や医療機関、保健所等の行政機関など)との情報連携が図られていることが肝要であり、様々な支援機関との連携充実を図るようにお願いしたい。

障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

- ◎ 障害者に対する<u>差別禁止※1、合理的配慮の提供義務※2 を規定</u>【施行期日 平成28年4月1日】。
 - ※1 不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが 禁止されるものではない。
 - ※2 事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない。
- 必要があると認めるときは、厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施。

【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○ 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を 拒否すること など
賃金の決定、教育訓練の 実施、福利厚生施設の利 用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと 〇 賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと 〇 研修、現場実習をうけさせないこと 〇 食堂や休憩室の利用を認めない など

【合理的配慮の主な具体例】

募集・採用の配慮	○ 問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること など
施設の整備、援助を行う 者の配置など	 ○ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ○ 文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること ○ 手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ○ 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること

精神障害者雇用トータルサポーターについて

概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施





精神障害者 (新規求職者約86,000人)

- ○緊張感や不安感が非常に強い者
- 〇生活面での課題がある者
- 〇離転職を繰り返す者
- 〇障害受容や認知が十分でない者
- ○障害の開示を検討中の者
- 〇安定所以外の支援機関の援助が 得られない者

ハローワーク 専門援助部門

業務内容



精神障害者雇用 トータルサポーター

- •精神保健福祉士
- •臨床心理士 等

アウトリーチによる 企業への働きかけ

- ・課題解決のための相談援助
- •個別定着支援
- ・医療機関と企業の橋渡し業務
- ・ 先進事例の収集

精神障害者に対する支援

- ・カウンセリング
- ・就職準備プログラムの実施
- ・職場実習のコーディネート
- ・専門機関への誘導
- ・フォローアップ

地域障害者職業センター



支援依頼

- ・職業評価
- •準備支援
- ・ジョブコーチ

専門機関



連携

- ・障害者就業・生活支援センター
- •就労移行支援事業所
- •医療機関 等

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目 的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

連携対象医療機関

- ①一定の実績のある就労支援プログラムを実施。
- ②支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ③事業実施体制の整備がされている。

医療機関就労支援プログラム担当者

協定締結

- ①事業実施計画
- ②個人情報の相互利用・守秘義務

連携・調整 事業員

事業実施ハローワーク



事業責任者(HW統括職業指導官等) 就職支援コーディネーター(医療機関連携担当)



- ①求職登録者・離職中である者(在職者は除く)
- ②障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③両機関で個人情報を共有することに同意している者



「就労支援チーム」による就職支援

3 事業内容等

- ○主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- ○支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- ○想定される支援内容は次のとおり。

事業周知・参加希望者の把握

- ①連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
- ②職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ③職場実習等の機会の積極的な提供
- ④3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ⑤職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

4 実施労働局

平成30年度(要求)47労働局

28年度実施局(22局):北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、 愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本、鹿児島

29年度実施局(16局):岩手、秋田、山形、福島、群馬、奈良、和歌山、島根、香川、佐賀、宮崎30年度実施局(9局):富山、石川、福井、滋賀、鳥取、山口、愛媛、高知、沖縄を予定

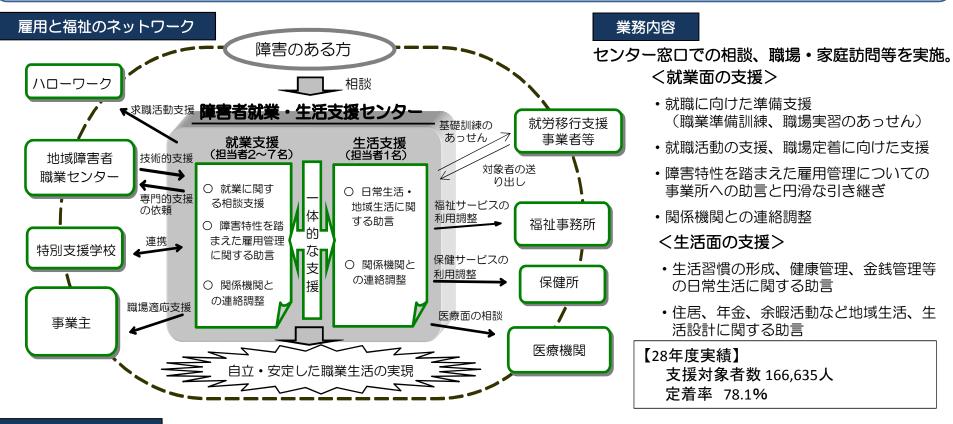
4

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就 ***・サスナダーン・ケーバスナダカン・プロース

業・生活支援センター」による支援を強化する

H29 332センター(平成29年12月1日現在)



平成30年度の取組

地域の支援機関の中心であるセンターのネットワーク機能を拡充し、特に職場定着に困難を抱える精神障害者の就労・ 定着支援の強化を図る

【精神障害者職場定着推進事業】(新規)

- ○グループワーク等による支援等による精神障害者の職場定着推進事業の実施(32センター)
- ○精神障害者職場定着等推進事業担当者の既存人員からの振替配置(32名)

難病相談支援センターと連携した就労支援の実施

ハローワークに「**難病患者就職サポーター**」(※)を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職 を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の 雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

: 全国49人(H28) → **全国51人(H29)** X

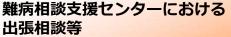
配置場所 : ハローワークの専門援助窓口

採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等

難病相談支援センター

難病相談・支援員等による 支援

治療・生活等に係る相談、 助言•指導



- 難病患者に対する出張相談
- ・対象者のハローワークへの誘導
- ・難病相談・支援員等への情報提供

ハローワーク 専門援助部門



難病患者就職 サポーター

難病患者に対する 支援

- ·相談(適性、職域の分析等)
- ・専門支援機関への誘導
- •面接•同行
- ・就職後のフォロー

事業主等に対する理 解促進

- ・事業主に対する啓発
- ·求人開拓
- ・支援制度に関する情報 提供

地域の関係機関の連絡調整

- ・難病相談支援センター等との連絡調整
- 連絡協議会の開催

連携

連携



難病患者

- ●就労を希望する者
- ●在職中に難病を発症した者

各専門支援機関

出張

地域障害者 職業センター 障害者就業・生活支援

医療機関

センター

職業紹介担当

ハローワーク各部門

求人担当

職業訓練担当 保健所 筡

等

43

特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者コース)

1 趣旨

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病のある人^{※1} を、公共職業安定所や一定の要件を満たした 民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた 事業主

- (2) 助成対象期間
 - 1年(中小企業2年)
- (3) 支給金額

50万円(中小企業の場合 120万円)※2

- ※1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定(平成27年7月~))
- ※2 雇入れ後6か月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に 分けて支給する。

《生活保護受給者等就労自立促進事業について》

【事業概要】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者を含め、生活困窮者等を広く対象として、 ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労に よる自立を促進するもの。
- また、本事業は、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用した地方自 治体への常設窓口の設置や、巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備している。

【平成29年度実績】

支援対象者数:82,021人(11月末まで) ※平成28年度:123,400人 就職者数 :54,220人(11月末まで) ※平成28年度:81,885人

一 常設窓口:204箇所(平成29年度末予定)※平成30年度中に209箇所へ増設予定

- 近年、高齢者の就労希望が高まっていることから、高齢の生活保護受給者・生活困窮者の就労支援にも的確に対応して参りたいと考えている。ハローワークへの支援要請等、一層の連携強化にご配慮をお願いしたい。
- 平成28年度に創設した特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)は、地方自治体からハローワークに就労支援要請のあった生活保護受給者等を、事業主が新たに雇い入れ、継続して雇用する場合に支給している。本助成金については、現在、対象者拡大のための要件緩和について検討しており、今後の動きについて、引き続き都道府県労働局と連携を図りながら、適切なご対応をお願いしたい。

生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援 体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施してきたと ころ。

生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴う支援対象者の増等にも対応 するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、 支援対象者の就労による自立を促進する。

地方公共団体への 常設窓口の設置

- ○地方公共団体と協議会の設置 及び当該事業に関する協定の締結
- ○地方公共団体への常設窓口の設置、

ハローワークからの巡回相談の実施等の

ワンストップ型の支援体制の整備

職場定着に向けたフォローアップの強化

ハローワーク

就職支援ナビゲーター

地方公共団体 (福祉事務所等)

牛活保護受給者

児童扶養手当受給者 住居確保給付金受給 牛活凩窮者

筡

①就労支援に 関する支援要請

要請を受け、両者共同で 支援対象者選定の上(就労 支援状況チェックリストの 活用)、個別の就労支援ブ ラン策定

②支援対象者の 積極的誘導

ハローワークによる支援調 整会議への参加や中間的就労 事業所の訪問

③求職活動状況の 提供・共有化

<就労支援メニュー>

- ① キャリアコンサルティング
- ② 職業相談・職業紹介
- ③ 職業準備プログラム (職場体験講習、職業準備セミナー 等)
- ④ トライアル雇用
- ⑤ 公共職業訓練·求職者支援訓練 等による能力開発
- ⑥ 人手不足業種などマッチング可能性の 高い生保受給者等向け求人の開拓

生活保護受給者等を受け入れる 事業者の雇用管理手法の開発

雇入れ助成金の活用

職場 の 定着

就

職

収入安定

46

《改正職業安定法の施行について》

○ 平成30年1月1日に、職業紹介事業者について、職業紹介の実績等を情報提供する義務や、求職者へ明示する必要のある労働条件の追加等を内容とする改正職業安定法が施行された。

≪改正職業安定法の概要≫

- 1. ①ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象(※)に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする。【公布から3年以内施行】(※)現行はハローワークにおける新卒者向け求人のみ
 - ②職業紹介事業者に紹介実績等の情報提供を義務付ける。【平成30年1月1日施行】
 - ③ハローワークでも、職業紹介事業者に関する情報を提供する。【平成29年4月1日施行】
- 2. 求人者について、虚偽の求人申込みを罰則の対象とする。また、勧告(従わない場合は公表)など指導監督の規定を整備する。【平成30年1月1日施行】
- 3. 募集情報等提供事業(※)について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針(大臣告示)で定めることとするとともに、指導監督の規定を整備する。【平成30年1月1日施行】(※)求人情報サイト、求人情報誌等
- 4. 求人者・募集者について、採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等に、その内容を求職者に明示することを 義務付ける。【平成30年1月1日施行】

≪都道府県にご留意いただきたい点≫

○ 改正職業安定法の施行にともない、自治体が無料職業紹介事業を行う場合においても、同法の規定を踏まえた適正な事業 運営を実施いただきたい(改正法の詳細については、ご要望に応じ、都道府県労働局より説明に伺う予定)。

職業紹介事業者の皆様へ

~事業運営のルールが変わります~ 〈職業安定法の改正〉

施行日:2018(平成30)年1月1日

職業安定法や関連する省令・指針の改正に伴い、業務運営等について職業紹介事業者の皆様にご留意いただきたい点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

1 職業紹介の実績等を情報提供する義務

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトにおいて、職業紹介の実績に関する下記①~⑦の情報提供を行うことが義務付けられます。

情報提供が必要な事項

- ① 各年度(各年の4月1日~翌年の3月31日)に就職した者の数
- ② ①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者 (無期雇用就職者) の数
 - ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数(※)
- 3) ※離職者数の調査が必要ですが、返戻金制度に基づき手数料を返戻等した者の数を集計することにより離職者数を集計しても差し支えありません。
- ④ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
- ⑤ 手数料に関する事項 (手数料表の内容)
- ⑥ 返戻金制度(※)の導入の有無及び導入している場合はその内容 ※就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度その他これに準ずる制度
- ⑦ その他、職業紹介事業者の選択に資すると考えられる情報【任意】

情報提供の方法

①~④については「人材サービス総合サイト」(http://www.jinzai-sougou.go.jp/)に入力し、⑤~⑦については人材サービス総合サイト上でPDFの登録又は自社HPのURLの登録を行ってください。⑤及び⑥については、2018(平成30)年1月1日から掲載を行い、変更があれば速やかに更新することが必要です。

- ※ 掲載作業の詳細については、人材サービス総合サイトの改修に合わせてお知らせします。
- ※ 第三者に掲載のための作業を委託することは差し支えありません。

(*) 厚生労働省・都道府県労働局

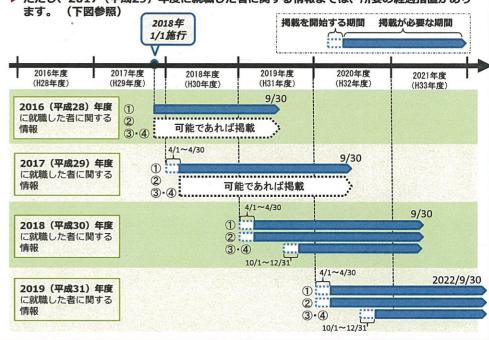
LL291016 需02

情報提供する時期

▶ 前ページ①~④の情報提供については、下表の時期・期間に掲載する必要があります。

	情報の内容	掲載開始·更新時期	掲載期間
1	各年度の就職者数	翌年度の4月1日~4月30日	原則2年6か月
2	各年度の無期雇用就職者数	翌年度の4月1日~4月30日	原則2年6か月
3	②のうち、6か月以内離職者数	翌年度の10月1日~12月31日	原則2年間
4	②のうち、6か月以内に離職した か否か不明な者の数	翌年度の10月1日~12月31日	原則2年間

▶ ただし、2017 (平成29) 年度に就職した者に関する情報までは、所要の経過措置があり



2 求職者等へ明示する必要のある労働条件等

- ▶ 省令において、次の事項の明示が義務付けられました
 - ・試用期間の有無及び期間、試用期間中の労働条件
 - ・労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
 - ・派遣労働者として雇用しようとする場合は、その旨
- ▶ また、以下の事項についても、明示すべきであることが指針に明記されました。
 - ・固定残業代制を採用する場合、固定残業代を除いた基本給の額、固定残業時間、 固定残業時間を超えた場合は追加で給与を支払う旨
 - ・裁量労働制を採用する場合には、その旨

3 求人・求職管理簿、事業報告への記載事項

<u>求人・求職管理簿</u>について、2018 (平成30) 年度に就職した者についての情報から、これまでの記載事項に加えて、新たに以下①~③の事項を記録することが必要となります。 (これまでと同様、様式は自由です。)

① 期間の定めのない労働契約を締結した場合は、その旨

転職勧奨が禁止される期間(採用年月日から2年間)

例:採用年月日=2018 (平成30) 年4月1日

禁止期間 =2018 (平成30) 年4月1日~2020 (平成32) 年3月31日

③ 無期雇用就職者については、就職から6か月以内に離職したか否か

※ これらについては、2018 (平成30) 年度に就職した者に関する情報から記載することが必要となりますがそれ以前の就職者についても、可能な範囲で記載することが望ましいものです。

労働局に提出する<u>事業報告</u>についても、これまでの報告事項に加えて、新たに以下①~④の事項の報告が必要となります。提出時期と報告する情報の内容は、次の表のとおりです。

報	提出時期告する情報	2018年4月 (旧様式)	2019年4月 (新様式)	2020年4月 (新様式)	2021年4月 (新様式)
1	各年度の無期雇用 就職者数	記載不要	2018年度就職者数	2019年度就職者数	2020年度就職者数
2	①のうち、就職から6か 月以内に解雇以外の理 由で離職した者の数及 び離職したかどうか判明 しなかった者の数	記載不要	(可能であれば記載) 2017年度に就職した 者に関する数	2018年度に就職した 者に関する数	2019年度に就職した者に関する数
3	返戻金制度の有無及び 導入している場合はその 内容	記載不要	提出時点の有無及び 内容	提出時点の有無及び 内容	提出時点の有無及び 内容
4	職業紹介に従事する従 業員の人数及び従業員 に対する教育の内容	記載不要	2019年3月末の従 業員数及び2018年 度に実施した教育の内 容	2020年3月末の従 業員数及び2019年 度に実施した教育の内 容	2021年3月末の従 業員数及び2020年 度に実施した教育の 内容

※ 2018年4月提出分まではこれまでと同じ旧様式を使用し、2019年4月提出分から新様式を使用してください。

4 求人者に対する啓発等の必要性

- ・今回の改正で、求人者は、求人票の労働条件と労働契約の内容が異なる場合等には、変更内容等を明示することが必要となります。また、求人者に対する厚生労働大臣による指導監督等の規定が整備されます。これらを踏まえ、労働条件等の明示などが適正に行われるよう、<u>職業</u>紹介事業者は求人者に理解を求めていくことが大切です。
- ・また、求人票については、ハローワークで使用している求人票や記載例等も参考にしながら、 労働条件等の明示が適切に行われるようにしてください。求人票や記載例等は、ハローワーク のホームページに掲載していますので、ご参照ください(下記URL参照)。

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/kyuujin2903.pdf#page=5

5 紹介した求職者への対応に関する留意点

職業紹介事業者は、紹介した求職者が早期に離職することの無いよう、以下①~④の事項を遵守することが必要です。

- ① 自らの紹介により就職した者(無期雇用契約に限ります。)に対して、就職した日から2年間は、 転職の勧奨を行ってはなりません。
- ② 手数料に関して、返戻金制度を設けることが望まれます。
- ③ 求職者・求人者双方に、それぞれから受理する手数料の明示が必要です。
- ④ 求職者等を勧誘するに当たっては、お祝い金等の金銭を支給することは望ましくありません。

6 職業紹介責任者の遵守事項

職業紹介責任者は、以下①②の内容を遵守することが必要です。

- 職業紹介責任者は、職業紹介の従業者に対し、事業運営の改善向上のための教育を行わなければなりません。(外部の講習に参加させることも可能です。)
- 職業紹介責任者は、「厚労省人事労務マガジン」に登録して、労働関係法令の最新の情報を確認しなければなりません。なお、第三者に代理で登録してもらうことなどにより、配信内容を確認することも差し支えありません。 https://merumaga.mhlw.go.jp/(又は「厚労省人事労務マガジン」と検索)から登録してください。

これらの他、以下のような改正が行われています。詳しくは業務運営要領等をご確認ください。

- ・許可の欠格事由に「暴力団員」等が追加されました。(2017(平成29)年4月1日施行)
- ・複数の職業紹介事業者と提携する場合は、個人情報保護措置を適切にとる等の必要があります。
- ・一定の法令違反を繰り返す事業主等からの求人について、受理しないことができるようになります。公布(2017 (平成29)年3月31日)から3年以内に施行予定であり、施行日等の詳細は今後政省令等で定められます。

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	索給調整事業課	011-738-1015	三重	需給調整事業室	059-226-2165
青森	無給調整事業室	017-721-2000	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	京都	需給調整事業課	075-241-3225
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831
山 形	需給調整事業室	023-626-6109	奈 良	需給調整事業室	0742-32-0208
福島	需給調整事業室	024-529-5746	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	島根	職業安定課	0852-20-7017
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	広島	需給調整事業課	082-511-1066
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	шо	需給調整事業室	083-995-0385
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室 ~	089-943-5833
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石 川	需給調整事業室	076-265-4435	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長 野	需給調整事業室	026-226-0864	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637

職業安定局 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 O3-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
雇用情勢について(P2~P5)	雇用政策課	雇用政策係	石川	5659
平成30年度予算案について(P7~P13)	総務課	予算係	平山·桒原	5718
雇用対策における国と地方公共団体の連携強化について(P14~P21)	公共職業安定所運営 企画室	企画係	赤羽•望月	5661
地域雇用対策の推進について (P22~P24)	地域雇用対策課	地域雇用企画係	大森·原田	5846
地方自治体との連携による人手不足分野 の人材確保の強化(P25~P27)	首席職業指導官室	職業紹介係	遠藤・金森・紙谷	5774
生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備について(P28~P35)	高齢者雇用対策課	就業対策係	古口	5822
障害者雇用対策について(P36~P44)	障害者雇用対策課	調整係	山田•鍜治	5783
生活保護受給者等就労自立促進事業について(P45~P46)	就労支援室	特定雇用対策課係	中野・脇坂	5796
改正職業安定法の施行について (P47~P49)	需給調整事業課	企画係	三國谷	5312